	⑴　区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた５２Ｍパス数を、変復調回線切替装置１ユニット当たり最大収容５２Ｍパス数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置１ユニット当たり最大収容５２Ｍパス数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置ユニット数とする。 ⑵　局ごとに、⑴の変復調回線切替装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置架数とし、⑴の無線送受信装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置架数とする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ループごとにＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系変復調回線切替装置ユニット数、メタルＩＰ音声系変復調回線切替装置架数、メタルＩＰ音声系無線送受信装置ユニット数及びメタルＩＰ音声系無線送受信装置架数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。 局ごと無線伝送装置投資額 ＝メタルＩＰ音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置ユニット単価 ＋メタルＩＰ音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価 ＋メタルＩＰ音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価 ＋メタルＩＰ音声系無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共通部単価
インタフェース変換装置	１　設備量の算定 ⑴　区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた５２Ｍパス数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 ⑵　⑴のインタフェース変換装置インタフェース数をインタフェース変換装置１ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置ユニット数とする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ループごとにＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタルＩＰ音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。 局ごとインタフェース変換装置投資額 ＝メタルＩＰ音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置ユニット単価 ＋メタルＩＰ音声系インタフェース変換装置インタフェース数×インタフェース変換装置インタフェースポート単価
無線アンテナ	１　設備量の算定 ⑴　区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に１経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。 ⑵　局ごとに、⑴の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ループごとにＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系無線アンテナ数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごと無線アンテナ投資額＝メタルＩＰ音声系無線アンテナ数×アンテナ単価
無線鉄塔	１　設備量の算定 ⑴　区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を最大アンテナ搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。